

(仮称) 南ヶ丘こども園整備事業
基本・実施設計業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

京都府八幡市

2025 年 08 月 06 日

目次

I. はじめに

1. 背景.....	1
2. コンセプト.....	1

II. 一般事項

1.本書の目的	5
2. 委託業務概要	5
3. 参加者の資格要件.....	7
4. 配置技術者の業務実施上の要件	8
5. 設計者選定の概要	9
6. 無効となる提案書	15
7. 事務局（窓口）	15
8. その他	15

I. はじめに

1. 背景

八幡市（以下「本市」という。）では、就学前児童を取り巻く現状と課題を整理し、地域の実情に応じた持続可能な施設運営を総合的に進めることを目的として、令和3年10月に「八幡市立就学前施設再編の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。基本方針においては、民間園を含む就学前施設全体の需給バランスに留意しつつ、小学校区単位で考え方を整理し、施設の再編を検討することとしている。

このうち中央小学校区において、公立保育園2園（南ヶ丘保育園及び南ヶ丘第二保育園）を再編し、幼保連携型認定こども園へ移行することとしており、保護者との意見交換等も踏まえたうえで、八幡市立中央小学校敷地内（以下「本敷地」という。）への統合移転を進める方針としている。

再編を検討する幼保連携型認定こども園と同一敷地内である利点を生かして、児童園児の幼小連携活動や教職員の相互交流・研修等を実施し、こども園と小学校との一体教育を実現する。建築計画においては、こども園と小学校との一体的な利用を図るため、園庭とグラウンド間に固定柵は設けない、園内に小学生が利用する部屋や空間を配置する等の上記利点を生かした提案（小学校と密接な関係とすること）が求められる。

2. コンセプト

2-1. 対話型の設計プロセス

両園は、これまで保育士や保護者、地域の方々にあたたかく見守られながら歩みを重ね、地域に根ざしたかけがえのない存在として大切にされてきた。こうした園の歩みや想いを新たな園舎にも引き継ぎ、さらに未来につなげていくためには、計画段階から丁寧な対話を積み重ねていくことが不可欠である。

保育の実践を支える保育士の声、子どもの育ちを日々見守る保護者の思い、そして園をともに支えてきた地域住民のまなざし。こうした多様な関係者との意見交換を通じて、単なる施設整備を超えた「まちの資源」としての園づくりを進めることが求められる。

基本設計の段階から、ワークショップやインタビュー等の対話の機会を設けるとともに、その手法についても関係者が主体的に関われるプロセスを確保する（BIMや模型等の活用など）。特に今回は、小学校と一体的な環境整備を行うにあたり、小学校教職員の意見も丁寧に聴取し、幼児期から学齢期までを見通した育ちの連続性を意識した設計を目指す。

2-2. 遊びと生活が調和する保育環境

子どもたちが一日を通して心地よく過ごし、豊かに育っていくためには、遊びと生活が切り離されることなく自然に結びついていることが大切である。

女性の社会進出や共働き世帯の増加など、近年の社会環境の変化を背景に、長時間保育のニーズが高まる中で、多くの子どもにとって保育施設は、家庭と並ぶ「もう一つの生活の場」となっており、日々の積み重ねの中で基本的な生活習慣が自然と身についていく環境づくりが求められる。

子どもたちは、保育室の中で落ち着いて過ごす時間もあれば、思い切り体を動かして遊ぶ時間も必要としており、どちらが欠けても、豊かな育ちにはつながらない。だからこそ、屋内と屋外の双方の役割を丁寧に見つめ、そのつながりを活かした環境づくりが重要である。

園全体の構成においては、ホールを中心に据えることで、子どもたちが自由に集い、異年齢の交流が自然に生まれるとともに、誰がどこで何をしているかが一目でわかる見通しの良さや、開放感のある環境を生み出すことができる。こうした空間構成は、保育士同士の連携を促し、子どもたちにとっても「見守られている」という安心感につながる。既設保育園でも実践され、保育の質の向上に寄与してきたこの考え方を踏まえ、新園舎においても同様の環境が実現されるような提案がなされることを期待する。

この他、保育室、トイレ、ホール、手洗い、調理室、テラスなどの設備は、単に機能的に配置するのではなく、保育士や子どもの視点に立ち、動きやすさや見通しの良さ、安心感を意識して配置する。子どもたちが日常の中で主体的に行動し、遊びを通して生活習慣が自然に身につけられる環境構成を目指す。

あわせて、園庭遊びやプール遊び、菜園活動などの屋外での体験も、日々の保育において、欠かせない要素である。風を感じ、太陽の光を浴び、土や水に触れながら夢中で遊ぶ体験は、子どもたちの五感を刺激し、心と体の健やかな育ちを育む。自ら考え、工夫し、挑戦する、育む、こうした体験は、屋内だけでは得難い学びに満ちている。屋外空間もまた、保育における大切な「生活と遊びの場」として位置づけ、屋内外のつながりを意識した動線設計が求められる。

2-3. 幼小連携及び小学生の活動のための空間づくり

小学校敷地内への移設という特性を最大限に生かし、就学前から学齢期までを見通した育ちの連続性を支える空間づくりを目指す。こども園と小学校の積極的な連携を図ることで、子ども同士はもちろん、保育士や教職員のつながりや学び合いも生まれ、これらの交流が日常の中に溶け込むような環境づくりを目指す。

屋内では、多目的室などを活用し、園児と小学生がともに過ごし学び合う空間や、保育士と教職員の合同会議等にも対応できる柔軟な構成とする。また、小学生にとっても安心できる居場所の一つとして、多様な学び方や過ごし方に対応できる空間を整備する。（たとえば、教室とは異なる静かな環境を

必要とする子どもに対しては、自分のペースで過ごしながらか、徐々に集団活動や学校生活への参加につながっていくような支援を行える空間として設計する。)

屋外空間については、園庭を単独で設けるか、小学校のグラウンドの一部を共有するかといった選択肢を踏まえ、安全性や活動内容に応じた柔軟な設計が求められる。グラウンドを共有する場合には、運動会などの行事や時間帯による使い分けがしやすい柔軟性のある空間構成にするなど、相互が安心して活動できる空間づくりと利便性を両立させることが重要である。

なお、小学校と隔てる固定の囲障を設けず、両施設の一体的な利用を図るための設計・運用が求められる。この制約を前向きに捉え、空間を共有しながらも、それぞれの年齢や発達段階に応じた安全性・機能性を確保する工夫が必要である。

2-4. 可変性のある空間設計

既設保育園では、新年度に園児数の変動に合わせてレイアウトの見直しを行うだけでなく、日常的にも、子ども一人一人の主體的な活動や心の動きに寄り添いながら、それぞれがお気に入りの居場所を見つけられるような環境構成を心がけている。そのため、園児用ロッカーなどの収納についても壁付けの固定式ではなく、あえて置き型とすることで、空間の使い方に柔軟性を持たせ、保育士の工夫によって空間のスケールや雰囲気とその都度変えられるようにしている。

保育室やホール等において、こうした創意工夫を柔軟に実現できるよう、可変性のある空間設計が求められる。

本市としても、現場の保育士による日々の実践や子どもたちの多様な過ごし方を支えるため、自由度の高い空間づくりを何よりも重視している。画一的な設えではなく、保育の多様性や創造性を育む、しなやかで開かれた環境を目指している。

なお、建物用途上、長期間の閉園期間が確保できないことから、壁の撤去や設置による保育室の拡張・分割といった改修工事を行うことは原則困難である。そのため、将来的な園児数の変動にも柔軟に対応できる設計とすることが求められる。同様に、設備機器や配管の更新のしやすさについても、あらかじめ配慮しておくことが望まれる。

2-5. ZEB 化等の環境配慮

脱炭素社会実現のため、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）化が実現された施設が望ましい。詳細は別添資料を参照すること。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）の基本理念、及び、京都府産木材の利用の促進に関する基本方針（令和 5 年 3 月京都府策定）の趣旨にのっとり、木質化など、京都府内産木材利用が促進されることは望ましい。ただし、建設コストとのバランスが重要である。なお、木材利用に際し建築構造制限はかけないが、長寿命化に配慮すること。

2-6. 設計段階からのコストマネジメント

公共施設として、イニシャルコスト・ライフサイクルコストの低減に寄与された施設とすること。今の建設市況を加味して、設定した工事予算内で整備を実現するため、合理的かつ経済的な設計・コストコントロールを行うこと。

工事予算確保のために、早期に精度ある概算額の算出すること。

Ⅱ．一般事項

1.本書の目的

本実施要領は、(仮称)南ヶ丘こども園整備事業基本・実施設計業務（以下「本業務」という。）の受注者を選定するに当たり、本業務の内容を十分に理解し、高い技術力や豊富な経験を有する優れた事業者を選定するため必要な事項を定める。

2．委託業務概要

2-1.計画概要

基本方針に基づき、本業務を発注するため、「計画要件等」を十分に理解し、柔軟かつ高度な発想力や設計能力、既存施設との設備盛替え調査能力、及び建設市況を踏まえたコスト調整能力に秀でた設計者に、以下の業務を委託するものである。

- (1) 業 務 名 : (仮称)南ヶ丘こども園整備事業基本・実施設計業務
- (2) 発 注 者 : 京都府八幡市
- (3) 所 在 地 : 八幡市八幡小松 77 番地（八幡市立中央小学校敷地内／市街化調整区域）
- (4) 敷 地 面 積 : 20,916 m²（小学校敷地全体）
- (5) 建設施設・用途 : 幼保連携型認定こども園
- (6) 規 模 : 2,000 m²程度（階数、構造は限定しない）
- (7) 竣 工 目 標 : 2028 年 8 月 末（建物完成まで）
- (8) 想 定 総 業 費 : 約 1 4 億円（税込み）
うち工事費（外構工事含む） 約 1 2 億円（税込み）
- (9) そ の 他 : 市街化調整区域に位置するため、今後開発要否判定協議を実施する必要がある

2-2．各段階における業務内容と対象

対象となる工事（各項共通）

新築工事：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事他

改修工事：既存施設の設備・外構等改修工事他

※新築工事とは敷地内新築工事を示す。

(1) 基本設計段階：基本設計業務

(成果品)

- ・1-3. 要求水準書「別表2 成果品」及び「別表3 基本設計図書一覧」のとおり。

(2) 実施設計段階：実施設計業務

(成果品)

- ・「別表2 成果品」及び「別表3 実施設計図書一覧」のとおり。

(成果品)

- ・発注図書（実施設計図書）

2-3. 業務委託契約（予定）

(1) 基本設計段階 令和7年(2025年)11月上旬から令和8年(2026年)5月末日まで（7ヶ月）

(2) 実施設計段階 令和8年(2026年)6月1日から令和9年(2027年)3月末日まで（10ヶ月）

※確認申請を含む

※工事監理業務は含まない

2-4. 契約条件

(1) 契約形態 受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する。

(2) 提案上限金額 66,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 支払い条件 原則、「2-3. 業務委託契約（予定）」の(1)(2)の業務完了後、一括支払いとする。ただし、業務毎の支払いとする場合は協議による。

(4) その他

- ・本プロジェクトはCM方式を採用しており、発注者側のCM業務委託者として、日建設計コンストラクション・マネジメント㈱が参画する。
- ・本市は、受注候補者となった者と契約交渉を行う。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点者を受注候補者とする。
- ・受注候補者の技術提案等を適切に反映した仕様書を作成するために、内容協議を行い、仕様書を決定する。
- ・契約額は、原則として、提出された参考見積書の範囲内とする。
- ・令和9年4月以降の工事監理業務については、受注者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する予定である。

3. 参加者の資格要件

- (1) 本プロポーザルの参加者は、次の事項を全て満たす単体企業又は2者以上で構成される共同実施方式による設計共同体（以下「設計共同体」という。）とする。ただし、⑦については、参加表明書等の提出期限までに要件を満たしていることとする。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始がなされた者（ただし、これら手続開始の決定後、本市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ③ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ④ 本件業務の参加表明書、技術提案書等の提出時において、八幡市の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
 - ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ⑦ 日本国内にて、平成27年度以降に竣工した幼保連携型認定こども園又は保育園（公立、私立、規模は問わない）の新築、増築、改修に関する基本設計及び実施設計に関する業務を完了した実績を有する法人であること。
- (2) 設計共同体の場合、⑥の要件は代表構成員が満たしていれば参加可能とする。
- (3) 本業務に関する専門分野について協力会社を加えることを可能とする。協力会社は、上記の①～⑤の要件を満たしているものとし、単体企業又は設計共同体の代表構成員及び構成員として本プロポーザルに参加しないこと。
- (4) 設計業務の再委託は、原則として認めない。
- (5) 提案書に記載した担当者は、疾病、事故、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくする場合を除き、変更を認めない。
- (6) 本市の入札資格の有無は問わない。

(7) 参加者（企業体の構成員を含む）が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 評価委員会の委員に、本プロポーザルに関し、接触した場合または接触を求めた場合。

イ 参加表明書提出日から受注候補者等公表までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。

ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

エ 不正行為その他、市長が不適切と判断した場合。

4. 配置技術者の業務実施上の要件

本業務の実施に当たり、次の実施体制を満たすこと。

(1) 「管理技術者」及び「建築（総合）」「建築（構造）」「電気設備」「機械設備」「コスト管理」の各主任担当技術者をそれぞれ1名配置すること。

(2) 「主任担当技術者」を補佐する「業務担当者」を1名以上配置すること。

(3) すべての配置技術者は兼任できない。

(4) 参加者が本業務に必要と考える分野がある場合、提案した見積書の金額の範囲以内で「主任担当技術者」及び「業務担当者」を追加することができる。

(5) 配置技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、疾病、事故、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくする場合は、変更前の者と同等以上の技術、経験を持つ者を配置し、本市の承諾を得ること。

5. 設計者選定の概要

5-1. 選定方式

本設計者選定は、八幡市プロポーザル方式実施要綱に基づき、「提案による公募型プロポーザル方式」で行う。

「計画要件」をどのように理解し、どのような手法で関係者との合意形成を図り、どのように設計に反映・発展しようとしているのか、また、設計実績を本計画においてどのように活かそうとしているのか、どのように設計図書の作成を進めるか取組体制や実施方針等、提案・実績・取組方針等に基づき、審査・評価する。

5-2. 選定方法

「1-4. (仮称) 南ヶ丘こども園整備事業基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル評価要領」のとおり

5-3. プロポーザル方式評価委員会の構成

評価委員会は、学識経験者を含めた計5名の評価委員をもって構成する。

評価委員名は、下記の通りである。

位置付け	役職等	氏名
委員長	大阪公立大学 生活科学研究科 教授 (居住空間意匠学)	小池 志保子
委員	八幡市副市長	吉川 佳一
委員	八幡市教育委員会 教育長	川中 尚
委員	八幡市建設産業部 建設産業部長	田中 賢治
委員	八幡市教育委員会 こども未来部子育て支援課 総括園長	矢田 真弓

5-4. 選定スケジュール

公募から受注候補者の選定までのスケジュールは下記のとおりである。

内 容	日 時
プロポーザル公告日	令和7年（2025年） 8月06日（水）
質問書（1回目）提出期間	令和7年（2025年） 8月06日（水）～ 令和7年（2025年） 8月20日（水） <u>16:00 まで</u>
現地見学会	令和7年（2025年） 8月18日（月）
質問書（1回目）に対する回答 （ホームページ掲載）	令和7年（2025年） 8月26日（火） 予定
1次審査提案書提出	令和7年（2025年） 8月27日（水）～ 令和7年（2025年） 9月01日（月） <u>12:00 まで</u>
第3回評価委員会	令和7年（2025年） 9月16日（火） 非公開
1次審査結果通知	令和7年（2025年） 9月22日（月） 予定
質問書（2回目）提出期間	令和7年（2025年） 9月22日（月）～ 令和7年（2025年） 9月26日（金） <u>16:00 まで</u>
現地見学会（1次審査通過者）	令和7年（2025年） 9月25日（木）
質問書（2回目）に対する回答 （メールにて回答）	令和7年（2025年） 10月3日（金） 予定
2次審査提案書提出	令和7年（2025年） 10月14日（火）～ 令和7年（2025年） 10月20日（月） <u>12:00 まで</u>
第4回評価委員会 （プレゼン、ヒアリング）	令和7年（2025年） 10月28日（火） 非公開
2次審査結果通知	令和7年（2025年） 10月31日（金） 予定
契約締結	令和7年（2025年） 11月上旬 予定

5-5. 提出書類等

(1) 提出書類

	No.	提出書類	様式	備考
1 次 審 査	1	参加表明書	様式 1-01	—
	2	参加資格審査申請書	様式 1-02	
	3	委任状	様式 1-03 様式 1-04	必要に応じて作成提出
	4	会社概要	様式 1-05	—
	5	事業者 設計業務実績調書	様式 1-06	平成 27 年度以降に竣工した幼保連携型認定 こども園又は保育園の実績を記載すること
	6	質問書	様式 1-07	必要に応じて作成提出
	7	設計共同体協定書（案）	様式 1-08	必要に応じて作成提出
	8	参加辞退届出書	様式 1-09	必要に応じて作成提出
	9	借用書	様式 1-10	
	10	使用印鑑届 兼 委任状	様式 1-11	
	11	1 次審査 技術提案書 （業務実施方針）	様式 2-02～ 様式 2-05	・「1-5. 提案書作成要領」のとおり。
2 次 審 査	12	配置技術者者 設計業務実績調書	様式 3-01～ 様式 3-05	・ 2 次審査提案書提出期間に提出すること。 ・「1-5. 提案書作成要領」のとおり。
	13	2 次審査 技術提案書 （コンセプト別提案）	様式 4-01、 任意様式	
	14	自由提案	任意様式	
	15	概略図	任意様式	
	16	価格提案書	様式 4-02～ 様式 4-03	

(2) 提出部数等

提出書類	提出部数	備 考
ア No. 1 ～No.10	7 部	・ No. 1 を表紙とし、番号順に重ねファイルに綴じること。 ・ 添付書類は、指定された提出書類の直後に添付すること。 ・ A 3 版はA 4 版の大きさに折り込むこと。
イ No.11	10 部	・ A 3 版のまま、A 4 版に折り込まずに提出すること。
ウ No. 1 ～No.11 電子データ	3 部	・ C D - R 又はD V D - R に参加者名を記載すること。 ・ ディスク名称は「参加者名_1 次審査」とすること。 ・ それぞれのP D F データの名称は「様式第●号」とすること。 ・ ウイルスチェック等を実施したうえで保存すること。

※ 2 次審査に係る提案書等の提出部数は、1 次審査通過者に別途通知する。

(3) 提出期限：「5-4. 選定スケジュール」のとおり

(4) 提出先：「7. 事務局（窓口）」のとおり

(5) 提出方法：提案書を一括封筒に入れ厳封・割印し、業務名称・参加者名を明記して郵送により提出すること。提出期日に必着とする。持参する場合は、八幡市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時まで（提出期限日は12時まで）とする。

(6) 提出書類の取り扱い：

- ① 提出された書類は返還しない。
- ② 提出期限以降の差替え、追記、再提出等は認めない。
- ③ 持参以外の方法による提出の場合は、書類の不達及び遅配を原因として参加者及び一次審査通過者として選定された者（以下「提案者」という。）に不利益が生じても、本市はこの責を負わない。
- ④ 要求する内容以外の書類や図面等は受け付けない。
- ⑤ 提出された書類等の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、本市は次の場合においては、提出された書類等は無償で使用する権利を持つものとする。
 - ア 提案者の選定及び受注候補者及び次点者の特定のために使用する場合
 - イ 八幡市情報公開条例（平成11年3月31日条例第2号）等関連規程に基づき公開する場合
 - ウ アの選定及び特定を行うため又はイの公開等の際に複製を作成する場合

5-6. 現地見学会

現地見学会を下記の日程で開催する。参加を希望される場合は、「様式5 現地見学会参加申請書」を事務局宛てに電子メール(kodomomirai@mb.city.yawata.kyoto.jp)にて送信すること。

日程1：2025年8月18日(月) 9時半から2時間程度

日程2：2025年9月25日(木) 9時半から2時間程度(1次審査通過者のうち希望者)

(1) 提示期限 日程1：2025年8月8日(金) 15時まで

日程2：1次審査通過者に別途通知

(2) 提示内容 「様式5 現地見学会参加申請書」のとおり

(3) 決定通知 日程1は随時及び2025年8月8日(金)17時までに代表者のメールアドレスへ確認メールを返信する

(4) 注意事項

- ・現地見学会への参加は任意とする。参加されない場合も採点結果に影響しない。
- ・参加上限人数は1者につき5名以内とする。
- ・駐車場は1台のみ利用可能。(中央小学校集合。詳細は確認メールに記載)
- ・両保育園には駐車場が無いため、中央小学校に駐車の後、両園へは徒歩での移動となる。
中央小学校(南)～150m～南ヶ丘保育園～450m～南ヶ丘第二保育園～750m～中央小学校(北)
- ・中央小学校、南ヶ丘保育園及び南ヶ丘第二保育園へは問い合わせしないこと。
- ・日程2については、1次審査通過者のうち希望者があれば開催する。詳細は1次審査結果通知において記載する。

5-7. 質問・回答

(1) すべて書面をもって行う。口頭または電話による質問は受理しない。

(2) 提出方法：質問は「様式1-07 質問書」を用い、窓口担当者より電子メールにて提出の上、電話にて受信の確認を行うこと。質問書には、参加者名(会社名)を記入し、質問には各社にて通し番号を付すこと。

(3) 提出先：「7. 事務局(窓口)」のとおり。

(4) 回答方法：(1回目)本市ホームページに掲載する。

(2回目)1次審査通過者に電子メールにて通知する。

回答日時は「5-4. 選定スケジュール」のとおり。

5-8. プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 日程・時間・会場等の詳細については、1次審査結果通知において記載する。なお、本審査の順番は、技術提案書提出時に希望を聞き取り、事務局にて調整する。
- (2) 本審査に使用する資料は、事務局に事前に提出された書類のみで行うこととし、内容の変更や追記は認めない。ただし、プレゼンテーションの際は、内容の変更や追記を伴わない編集は可とする。
- (3) 本審査は、各提案者 40 分程度とし、その内、提案者からの説明は 20 分程度とする。ただし、参加者数が少ない場合、それぞれ 5 分程度増加する場合があります、別途事務局より通知する。なお、準備に要する時間は、本市が別途確保する。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）に参加できる参加者は、設計担当者を含み最大 5 名までとする。
- (5) プレゼン等において、本市が用意する機器は次のとおりとし、パソコン等必要となる機器は提案者が用意すること（今後変更する可能性がある。）。
 - ・モニター 50 インチ相当×4 面（縦 2 面×横 2 面）
 - ・接続ケーブル HDMI ケーブル※HDMI ケーブルにて接続できるパソコンを持参のこと。
- (6) プレゼンテーション資料の印刷物（カラーA4 サイズ）を当日、15 部持参のこと。
- (7) 審査に際し、必要があると認めるときは、技術提案書の内容について追加の説明や資料を求める場合がある。
- (8) 本審査に出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。
- (9) プレゼン等は非公開とする。

5-9. 選定結果

- (1) 「5-4. 選定スケジュール」に従い、1次審査、2次審査とも、参加者全員に選定結果を通知書（郵送）により通知する。
- (2) 2次審査結果の概要は後日、本市ホームページ上で公表する。

5-10. 選定結果に対する理由の説明

審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができる。

- (1) 請求日時：通知の日の翌日から起算して 7 日以内
- (2) 請求場所：「7. 事務局（窓口）」のとおり

(3) 請求方法：任意の様式による書面（ただし、規格は、A4版、用紙縦使い、横書き及び片面印刷とし、法人名、代表者印押印、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、持参又は郵送（書留）によるものとする。

(4) 回答時期：書面を受領した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する

6. 無効となる提案書

提案書が以下の条件の一つ以上に該当する場合には無効となることがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

7. 事務局（窓口）

八幡市こども未来部 こども未来課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内7-5

TEL：075-983-5824（直通） FAX：075-983-1430

E-mail kodomomirai@mb.city.yawata.kyoto.jp

8. その他

8-1. 配布資料について

本プロポーザルに当たり本市ホームページに掲載しない一部書類は「7. 事務局（窓口）」にて貸出CDを配布する。

配布方法 「7. 事務局（窓口）」と電話にて日時を調整の上、来庁して資料を受け取ること。

配布期間 公告日から質問書（1回目）提出期間（令和7年8月20日16時）まで

返却期限 1次審査技術提案書提出日時

- (1) 配布資料（入手情報含む）を、本件の目的以外での使用、ならびに本件に関係のない第三者に開示、公開することを固く禁ずる。
- (2) 本件のために第三者に開示する場合は、第三者にも参加者同様の管理を義務付けること。
- (3) 配布資料は、本件の目的に使用后、1次審査提案書の提出期限（令和7年9月1日12時）までに返却するものとする。※郵送での返送可
- (4) 1次審査通過者には、1次審査通過通知後に再度配布する。

8-2. 提案に関わる費用について

1次審査通過者に選定された者のうち、2次審査の技術提案書の提案者に対して、報償費として、各者に一律100,000円を支払う。支払い時期については、受注候補者選定後とする。